

検討項目 委員提案シート

提案者 佐久間 総一郎

規制改革事項	溶接安全管理検査制度の見直し（火力設備）
規制の概要・根拠法令	<p>ボイラー等耐圧部の電気工作物の溶接部について、設置者は「溶接安全管理検査」制度の下、技術基準への適合確認に加え、その方法として、設置者が溶接工程全般に渡る溶接事業者検査を行うこと、またその実施に係る体制について指定機関などによる審査を受審する義務が課せられている。</p> <p>（経緯）</p> <p>本制度は、溶接記録（焼鈍工程）の不正行為に鑑み、2000年7月、従前国が行ってきた溶接検査から、設置者の自主保安活動の下に実施する検査に改正されたものであるが、1999年1月の電力安全合同小委では、「将来的には、設置者が自らの責任により第三者を活用し、技術基準適合性の確認や品質管理状況の評価を受けたり、自主保安の状況について迅速かつ効果的に設置者等が自ら説明・報告を行うといった状況になってきた場合には、それに応じて安全管理審査を縮小・廃止していくこととすべきである」とされている。</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法第50条 ・電気事業法第52条 ・電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド（平成21年4月、NISA-234a-08-1） ・溶接安全管理審査実施要領（平成21年4月 NISA-234a-08-2）
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度は、元来、製造者が責任を負うべき製造プロセスについて設置者が検査を行うなど、他産業（ガス事法、高圧ガス保安法、労安法など）における溶接検査とは要求事項が異なる制度である。 ・1999年の国の合同小委員会での報告内容、改正後10数年を経過していること、改正以降の設置者や製造者の実施・取り組み状況、他産業との整合性などを踏まえた上で、事業者検査、安全管理審査などの廃止を含め、本制度のあり方を検証いただきたい。 ・また、本制度の運用に伴い、製造者および設置者の対応要員の増員、検査書類の作成、また検査実施のための工場ならびに発電所の稼働率低下による経済的影響なども生じており、改善が望まれる。

要望具体例、
経済効果等

現制度における以下の項目について、廃止を含めた見直しを検討されたい。

- 技術基準への適合を確認するための溶接事業者検査
- 検査の実施に係る体制を審査する溶接安全管理審査受審

経済効果の試算例

①発電所新設での効果例（750MW 石炭プラント建設の場合）

本検査制度の運用にあたっては、「設置者ならびに製造者の検査要員の配置、検査書類の作成」、また「製造者工場内での検査実施のための工程中断による稼働低下や当該発電所での検査のための稼働停止（遅延）」が必要となっており、本制度の見直しにより、相当の経済効果も見込まれる。

- ・溶接事業者検査に係る人件費：▲1.3億円
（製造者4名・設置者2名、約2年間）
- ・安全管理審査に係る人件費・審査費用：▲300万円
（製造者2名・設置者4名、約1週間）
- ・発電所の稼働早期化による燃料費差：▲1.7億円
（約10日間の建設工程短縮と仮定した場合）

②補修作業での効果例（溶接事業者検査が必要な補修が生じた場合）

一般に、産業用自家発を保有する事業者などは、発電設備設置数も限られまた継続した発電設備の建設が行われることも殆どないため、システム安全審査体制を維持することは実質的に困難である。このような事業所で、事故や定期検査での不具合確認によって、溶接事業者検査が必要な補修（例えばφ150以上の配管の溶接）を行おうとした場合、新たに個別審査の手続きを踏まなければならない、この間復旧作業を行うことはできない。

- ・定期検査時の溶接安管審の必要な部位の緊急取り換え等の発生時は3か月程度の待ち時間が発生する。（▲1.4億円～2.3億円/3カ月の損失）